る法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関す

_
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令
兮(昭和四十年政令第百五十七号)

都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令(昭和四十三年政令第六十三号)・・・・・・・・・・・・

中部圏の都市整備区域、

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令(昭和四十年政令第百五十七号)

 \bigcirc

(傍線の部分は改正部分)

合とする。	合とする。
対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場	対して課する固定資産税について不均一課税をすることとしている場
くは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土	くは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に
若しくは増設した設備に係る機械及び装置若しくは当該新設し、	若しくは増設した設備に係る機械及び装置若しくは当該新設し、若し
。以下同じ。)の取得に対して課する不動産取得税又は当該新	。以下同じ。)の取得に対して課する不動産取得税又は当該新設し、
存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合	存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合に限る
する当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に	する当該工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に
ては、その取得の日の翌日から起算して一年内に、当該土地を敷地と	ては、その取得の日の翌日から起算して一年内に、当該土地を敷地と
市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地に	市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地につい
設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地(当該都	設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地(当該都
るものを新設し、又は増設した者について、当該新設し、若しくは	るものを新設し、又は増設した者について、当該新設し、若しくは増
加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)の数が五十人を超え	加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)の数が五十人を超え
が十億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴	が十億円を超え、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増
空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計	空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取得価額の合計額
を構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船	を構成する建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航
の工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、	の工業生産設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)で、これ
当該指定の日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、	当該指定の日からその該当しないこととなる日までの期間)内に、一
が当該期間内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合に	が当該期間内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合には、
区域の指定の日から平成二十四年三月三十一日までの期間(当該	区域の指定の日から平成二十六年三月三十一日までの期間(当該区域
第十二条 法第四十七条に規定する政令で定める場合は、当該都市開発	第十二条 法第四十七条に規定する政令で定める場合は、当該都市開発
(地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある場合)	(地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある場合)
現	改正案

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令(昭和四十三年政令第六十三号)

 \bigcirc

(傍線の部分は改正部分)

産税について不均一課税をすることとしてい 法第八条の政令で定める場合は、当該都市 別と取得したものに限り、かつ、土地に の翌日から起算して一年内に、当該土地を 場用の建物若しくはその敷地である土地(場用の建物若しくはその敷地である土地(場用の建物若しくはその敷地である土地(場用の建物若しくはその敷地である土地(に係る機械及び装置若しくは当該新設し、 でる工場用の建物若しくはその敷地である土地(場に係る機械及び装置者しくは当該新設し、 に係る機械及び装置者しくは当該新設し、 には当該工場用の建物にした場合に の翌日から起算して一年内に、当該土地を敷 でる工場用の建物若しくはその敷地である土地(当 に係る機械及び装置者しくは当該新設し、 に係る機械及び装置者しくは当該新設し、 がの建設に着手し、又は当該土地を敷 のとに伴っ のといる場合に、 のといる場合は、 当該都市 といる場合は、 当該都市 といる場合は、 当該都市 は当該者に のといる場合は、 のといるととしているとしている。 のといるととしている。 のといるととしている。 のといるといるとしている。 のといるといるは、 のといるといるとしているとしている。 のといるとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしているとしているとしているとしている。 のといるとしている。 のといるには、 のといるとしているとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしているとしている。 のといるとしている。 のといるとしているとしている。 のといるには、 のといる、 のといるには、 のといるには、 のといるには、 のといるには、 のといるには、 のといるには、 のといる、	(地方说の不均一课说こ半う昔置の適用のある場合) 改 正 案
産税について不均一課税をすること 産税について不均一課税をすること 産税について不均一課税をすること 産税について不均一課税をすること 産税について不均一課税をすること 産税について不均一課税をすることとなる 場用の建物若しくはその敷地である 場用の建物若しくはその敷地である は増設した者について、当該新設し に係る機械及び装置若し、又は当該土地に しくは一部を当該工場用の建物に、当該 がの建設に着手し、又は当該土地に に係る機械及び装置若しくはその敷地である に係る機械及び装置若しくはその敷地である に係る機械及び装置若しくはその敷地である は当該土地に に係る機械及び装置若しくはその敷地 である がの数が がの数が に係る機械及び装置若しくはその敷地 である がの数が に係る機械及び装置若しくはその敷地 である がの数が にの数が にの数が にの数が にいる機械及び装置若しくはその敷地 にいるととな の数が にいる機械及び装置若しくはその敷地 にいるととな の数が にいる場合は、 の数が にいる場合は、 の数が にいる場合は、 の数が にいる場合は、 の数が にいる場合は、 の数が にいる場合は、 の数が にいる場合は、 の数が にいる場合は、 の数が にいる場合は、 の数が にいる場合は、 の数が にいる場合は、 の数が にいる。 にいる場合は、 にいる場合は、 にいる場合は、 にいる場合は、 にいる場合は、 にいる場合は、 にいる場合は、 にいる。 に	(地方说の不均一課说こ半う措置の適用のある場合)現り、「地方説の不均一課说こ半う措置の適用のある場合」である。「地方説の不均一課的では、「地方のでは、「地方のでは、「地方のでは、「地方のでは、「地方のでは